

# 戸山サンライズ

11  
2004

## 特 集

- ◆ 障害者差別禁止法に望むこと
- ◆ 障害者に対する差別をなくす取り組みについて
- ◆ 障害者差別禁止法の制定がなぜ求められるのでしょうか

## グラビア

第19回障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表





ゆっくり流れる雲に見え隠れする月と月の光が反射する海面の静寂さが不思議な感じがします。月光と漁火がとも空を明るくし、バランスよく撮影ができました。

## 第19回障害者による写真全国コンテスト

銀賞 「月光の海」  
(陸前高田市小友町、長洞漁湾)

岩手県 須知 真吾

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第19回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より200点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

2004年 11 月号

## 目 次

### 特集

- 「障害者差別禁止法に望むこと」 ..... 金 政玉 1  
「障害者に対する差別をなくす取り組みについて」 ..... 小森 武彦 4  
「障害者差別禁止法の制定がなぜ求められるのでしょうか」 ..... 野村 茂樹 6

### グラビア

- 「第19回障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表」 ..... 9

### アンテナ

- 「第4回全国障害者スポーツ大会」 ..... 14

### スポーツ

- 「女性障害者とスポーツ」 ..... 井上 典子 16

### レクリエーション

- 「障がい者にこそ『生涯学習活動』を  
～日々の生活の中のレク活動支援～」 ..... 村山 義一 19

### 生活情報

- 「最新福祉用具紹介」 ..... テクノエイド協会 22

- 社会保険情報 ..... 24

# 障害者差別禁止法に望むこと

DPI 障害者権利擁護センター

所長 金 政玉

## はじめに

DPI 障害者権利擁護センター（以下、権利擁護センターと略）は、DPI(障害者インターナショナル)日本会議が1995年に設置した権利擁護機関であり、障害者(身体・知的・精神・難病等)や家族等を対象とする相談活動を中心に、日常的な電話相談窓口を設置して障害当事者が相談員となってサポートしています。

本稿では、現在43カ国で障害者への差別を禁止する法律が制定されているという報告を踏まえて、権利擁護センターによせられた個別相談の事例を紹介し、その中から障害者差別禁止法の制定においてとくに重要な課題となる「差別の定義」と「救済機関」について考えてみたいと思います。

## 1. 事例から見えてきた課題

〈事例1〉（下肢障害をもつ女性・40代）

◆職場における障害を無視した配置転換の相談

「去年までは事務系の仕事をしていましたが、事業所が移転してからは、急に社内配達部署に転属になりました。会社に届けられた宅急便などの郵便物を、台車に乗せて社内をまわる仕事です。杖をつけて仕事をしていますが、腰椎変形とひざに人口金具をはめているため、立ち仕事はとても無理で体が持ちません。入社した時の条件では、座ってできる仕事をやることになっていたし、医者診断書もでています。でも、職場の上司に言っても契約を守ろうとしてくれません。それど

ころか『わがままは許さん。不満だったらやめろ』と言われ、これからどうしたらいいのか不安でたまりません。」

### ◆課題

(1) まず、相談者本人がおかれている状況として、本人が採用されたときの状況がどうであったのか。ハローワークの紹介で障害者の雇用制度を利用する形で採用されているのか。また、採用された時の雇用契約はどのような内容なのか、そのことによって、ハローワークの障害者担当者や労働基準局との相談や会社側との交渉のしかたにも大きなちがいが出てきます。

(2) 本人にとって当センターの相談員が間に立って会社側と話をすることにためらいがあるのであれば、相談員がハローワークの担当者などと慎重に連絡をとり、本人の職場でおかれている状況が悪化しないようにするための相談をおこないながら、行政機関の担当者にきちんとした問題認識をもたせておくことが重要です。

(3) この相談には、職場に相談できる人がいなくて、権利を主張したくてもできない状況をどのようにすれば変えられるのかという、具体的な対応を行う以前の問題がある。本人があたりまえの権利意識をもてるためには、本人が職場でいじめを受けてもりきっていくことができるような信頼できる相談機関または支援団体を身近にもてることが課題になる。相談員が折に触れて「様子うかがい」を行うことで、継続的な関係づくりをしていく

ことが必要です。

**<事例2>**（重度の身体障害をもつ男性・40代）

◆入店拒否についての相談

「3年ほど利用していた理髪店に先日行ったのですが、終わって帰るときに、店員に『電動車いすを置くところがないので、今後は遠慮していただきたい』と言われました。その店員は店長から言われているようでした。車いすでの入店をはじめから拒否する店もあり、ここには三年も通っていただけに、突然入店を拒否されたことは、とてもショックでした。この先どのように対応していけばよいのでしょうか。」

◆課題

(1) この相談の場合、当センターから事情を聞くと、理髪店の店長は「本人の自宅に行って散髪してあげると言ったが、本人が断った。人の親切心を素直に理解しようとしないうわがままな態度だ」と言い、まったく差別をしたとは考えていない。地方法務局の人権相談室に入る障害者の人権侵害にかかわる相談の中では、民間アパートの入居差別や入店拒否の事例が最も多いといわれる。この場合は、人権侵害と言えるのかどうか、行政機関の対応に不十分な点があればそれを明らかにするためにも、地方法務局人権相談室に申立てを行うことが必要です。

(2) 「何が差別であり人権侵害なのか」を理解するための研修が必要。不特定多数の一般市民向けだけでなく、障害者が日常生活で利用することの多い飲食店や娯楽施設等の業界団体を対象にした人権教育・啓発の研修の実施が課題になっています。

**2. 差別の定義－直接差別と間接差別**

この二つの事例から明らかのように、相手側から直接的で露骨な差別的扱いや権利侵害

を受けたという事例と、相手が意図していなくても、障害者の思いやニーズに対する無知・無理解によって、相手側（加害者）が権利侵害の事実を認めない、そのために結果として障害当事者が何らかの不利益をこうむり、差別的な扱いを受けていることがうかがえます。

<事例1>の場合は、入社した時の条件では、座ってできる事務系の仕事に就くことになっていて医者や診断書が出ているにもかかわらず、職場の上司は雇用契約を守ろうとしない。それどころか『わがままは許さん。不満だったらやめろ』と露骨な追い出しにかかっているという点では、「意図的な直接差別」の典型的な事例といえることができます。

<事例2>は、相手には直接的に差別をする意図はないが、障害者のニーズに対する無知と無理解によって、相手側（加害者）が権利侵害の事実を認めない、そのために結果として障害当事者が差別的な扱いを受けることになっています。その結果、店長の親切心を素直に受けようとしないうわがままな障害者」とされ、場合によっては当事者の方が逆に非難を受けることになりかねない状況にあります。つまり、<事例2>にみられる「意図しない間接差別」の場合、現状においては、相手側が加害者として明確に認知されるためには、その事実がなぜ差別的なのかということ、第三者からみて納得できる説明を被害者（障害当事者）側に課してしまうことになり、多くはそれができないために被害者は泣き寝入りせざるを得ない現実が多くあります。

「意図的な直接差別」と「意図しない間接差別」の両者は、障害者への権利侵害が現実には発生する際には相互に深く関連しあっているために、障害をもつ人の差別を禁止する法律において「差別の定義」を考えていく場合には、「直接差別」と「間接差別」の両方を組

み入れた幅の広い内容にしていくことが重要です。とくに「間接差別」については、「障害をもつ人に対する無知・無理解・偏見によって、行政機関および公的あるいは私的団体、個人が権利侵害の事実を認めない、または、障害の特性やニーズを踏まえた適切な配慮を行わないことによって、そのために結果として障害をもつ人が何らかの不利益をこうむり、不当な取扱いを受けている状態にある」という点を明示することが必要です。<sup>(注)</sup>

### 3 救済機関としての役割

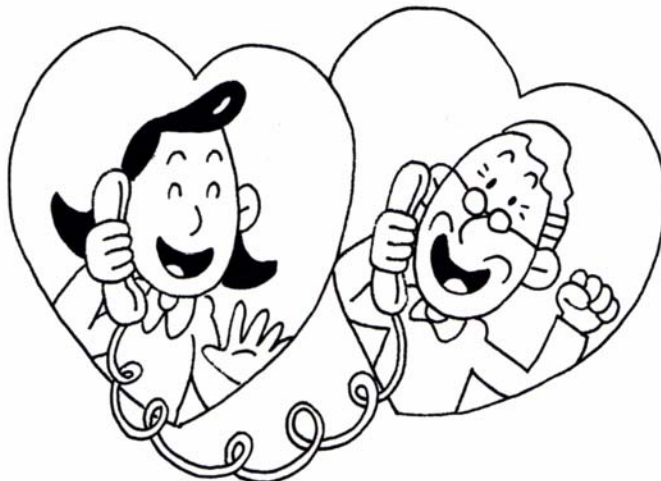
差別禁止法には、障害当事者が差別的な取扱いや人権侵害を受けたときに、多額の費用と長い時間のかかる裁判だけではなく、被害救済の申立を受けた場合に、迅速な解決に向けて取組む救済機関が必要です。イギリスの障害者差別禁止法（DDA1995年制定）では、救済機関として障害者権利委員会（DRC）が設置されています。DRCは、10名以上15名以下の委員によって構成される合議体の独立機関で、委員の過半数は障害者でなければならないことになっています。また、DRCには強い調査権限が与えられており、調査の結果、

差別行為が認められるときは調査対象の当事者に対して、「差別撤廃通知」を提出し、差別禁止のための具体的勧告や差別撤廃の行動計画の策定を求めることができます。一方で、通常はDRC自らが乗り出して調査を行うよりも、差別を受けたと申立てた当事者に対し、法的助言、法的代理人の手配や和解の方法などの支援を行っていることが報告されています。

日本においても、先にあげた事例からも明らかのように、事案ごとに課題を上げて関係機関との連携を図りながら当事者が納得できる解決にむけて取組む救済機関の設置が必要になっています。

#### ◆参考文献

- ・「障害のある人の人権と差別禁止法」  
—日本弁護士連合会人権擁護委員会編・明石書店2002年8月
- ・（注）「当事者がつくる障害者差別禁止法～保護から権利～」  
—「障害者差別禁止法制定」作業チーム編集・現代書館2002年10月



# 障害者に対する差別をなくす取り組みについて

千葉県健康福祉部障害福祉課

副主幹 小森 武彦

今年7月、千葉県では、「第三次千葉県障害者計画」を取りまとめ、公表しました。

また、計画の公表と同時に障害者がその人らしく地域で暮らせる社会の実現に取り組んでいく決意をこめて「千葉県障害者地域生活づくり宣言」を行ったところです。

これらの中で、「障害者の権利を守るため、国に障害者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、千葉県独自の条例の制定の検討」が盛り込まれ、県内外の関心を広く呼んだところです。

本稿では、地域づくりに関する千葉県の取り組みについて、特に障害者差別禁止条例に向けての今後の展望や動きについて述べていきたいと思えます。

それぞれの地域には、それぞれのニーズがあり、地域のことを一番よく知っている当事者や住民が地域にあった福祉づくりをしていくことが重要です。

千葉県では、全く白紙の企画の段階から様々な障害当事者を含む県民自身が計画づくりの作業部会等に参加し、「千葉県地域福祉支援計画」「第三次千葉県障害者計画」をはじめ様々な施策づくりを行ってきました。こうした両計画の議論を通じて今後の千葉県の福祉の目指すべき方向として①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」が提唱されたところです。

近年、障害者に対する理解は深まりつつあるものの、残念ながら、依然として障害者に対するいわれのない差別や偏見が跡を絶たず、社会生活の様々な局面で不利益を余儀なくさ

れている実態があります。例えば、他人に迷惑をかけるとして自閉症児がレストランやプールの利用を拒否されたり、精神障害者がアパートの部屋を貸してもらえなかったり、障害者は生活の様々な場面で差別を受けています。

障害者とその人らしく地域で暮らしていくためには、県民みんなでこうした不利益の解消に取り組んでいく必要があります、そのために障害者に対する偏見や誤解、差別をなくし共通の理解を育てていくことや基本的なルールづくりが不可欠となっています。

そこで、千葉県では、障害者差別禁止条例をはじめ差別をなくすための様々な取り組みについて検討を開始することとしました。

## 1. 差別に該当すると思われる事例を募集

まず、今まで「理不尽な悲しい思い」をしてきた当事者等の経験を出発点としていこうと考えました。現実にはどんな差別があり、障害者はどんな差別で苦しんでいるのか、その実態を把握し、検討作業の基礎資料とするため、広く県民の皆さんから差別に該当すると思われる事例を募集することとしました。

その結果、多くの深刻な事例とともに当事者でないと感じがつかない、例えば、福祉定期預金における扶養年金受給者の除外、バス定期券における「障」マークの屈辱感など、いわば埋もれていた事例も掘り起こすことができました。また、博物館の展示方法に関して、展示物をさわって記憶できる展示方法の充実を望む視覚障害者の訴えも寄せられています。現在、県では、こうして寄せられた事例を整理し、来年初めから立ち上げる予定の研究会

の検討資料とするべく作業を行っています。

## 2. 差別に該当し得る制度等を調査

次に、自らの足元を見つめることとし、県が今、している仕事、展開している施策の中で、障害者に対する差別、利用や行動を制限する場合がないかについて調査することとし、県庁内のすべての課の所掌している事務について総点検を実施しています。特に、障害者欠格条項について精査していますが、主に県が所管する条例等について、その規定の中に障害者に対し特別な不利益な取扱いをする欠格条項が残されていないか調査しているところです。

## 3. 官民協働の研究会で検討

千葉県では、障害者計画の策定をはじめとして企画の段階から当事者と行政が協働して施策づくりを進めていますが、条例の制定など差別をなくす取組みについても、広く障害当事者を含む県民の参加を得て官民協働の研究会を設置し、検討していただこうと考えています。具体的には1. で集められた事例やその他の調査結果等を踏まえ、様々な差別事例の分析とその対処方法の検討等を行い、差別をなくす方法の全体像を明らかにした上で、条例になじむものとなじまないものの仕分け等を行う予定です。

条例の規制になじむとされたものについては、条例制定の検討作業を進めていきます。条例の内容についても、今後、研究会の場で議論を重ね、詰めていくことになります。

## 4. 差別を現実になくすために

検討していく過程では、当然、条例による規制になじまないものも出てくるかもしれません。したがって、条例だけを万能視することなく、条例の制定以外の差別をなくす為の取組みも進めていきたいと考えています。例えば、教育現場において、具体的な差別事例とその対処方法を集めた事例集などにより啓

発広報活動を行うとか、この10月からスタートした新しい相談支援機関「中核地域生活支援センター」(障害者、高齢者等対象者横断的に、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う民間の委託事業者による機関で、県内13箇所に設置。)の権利擁護機能を活用することも差別をなくすためにも有効な手段です。

また、障害者差別に該当し得る県の制度・施策等についても見直しを行うとともに、国に対し、障害者基本法や人権擁護法案の今後の動向も踏まえて、障害者差別禁止法の制定を働きかけていきたいと考えています。こうした様々な取組みを組み合わせて障害者に対する差別を一つ一つ確実になくしていきたいと考えています。

このように、県民全体で障害者の差別について徹底的に議論し、何をすべきか考えていく、そのプロセスこそが重要であり、こうした試みは県民参加で施策づくりを進めていく千葉らしい試みであると考えています。

現在、千葉県では、グリム童話「ブレーメンの音楽隊」にヒントを得て、様々な人がそれぞれの能力を生かしながら協力して暮らす「ブレーメン型地域社会づくり」を進めようとしています。これは、福祉の枠を超えて、就労、農業、教育、環境、観光など様々な分野がクロスオーバーした全く新しい分権型の地域社会を目指すものです。長く施設などで不自由な暮らしを強いられてきた障害者もブレーメン型地域社会の欠かせない一員です。障害者に対する差別をなくすための条例づくりは、こうした地域社会を実現するためにも不可欠な取組みであると考えています。

条例の制定に当たっては、差別の定義をどうするか、住民や企業の理解をどのように得ていくかなど多くの解決すべき課題が予想されますが、粘り強く取り組んでいきたいと考えています。

# 障害者差別禁止法の制定がなぜ求められるのでしょうか

日本弁護士連合会

「障害のある人に対する差別を禁止する法律」調査研究委員会

事務局長 弁護士 野村 茂樹

1. 憲法14条は「法の下での平等」を保障し、差別を禁じています。この差別には、障害を理由とする差別も含まれます。そして、すべての法律は憲法に適合するように解釈されなければなりません。

そうすると、憲法の他に差別禁止法を制定する必要はないのでしょうか。

決してそうではありません。第1に、憲法の規定は抽象的で何が差別なのかの基準がはっきりしません。そのために、現実起こった差別に対し、裁判所で憲法14条を根拠とする救済が図られることは困難です。第2に、憲法は原則的には国や地方公共団体と国民との間を規律するものであって、個人と個人(会社を含みます)の間には適用されないと解されています。しかし、現実の差別は個人(会社を含みます)によるものが非常に多いのです。第3に、差別を救済するためには、金銭賠償のみならず差別状態の解消をはかる裁判外の救済手段も用意する必要があります。

2004年に障害者基本法が一部改正され、その第3条に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」との規定が追加されました。この「何人も」という中には個人も含まれると解されますが、何が「差別」なのか定められていないため、現実起きた差別に対し、裁判所で、この規定を根拠に救済を求めるのは難しいと考えられます。また、そもそも障害者基本法は、国や

地方公共団体に障害のある人のための施策を講ずるべきことを定めた法律です。障害のある人は施策やサービスの対象として位置づけられており、権利の主体として位置づける法律はまだ存在していません。さらに、障害者基本法では、救済手続も明確に用意されていません。

2. ところで国際連合では、2001年の国連総会決議56/168で、「社会開発、人権及び非差別分野で行われた作業における全体的アプローチに基づき、障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約に関する諸提案を検討するための、すべての国連加盟国及びオブザーバーに参加の途が開かれている特別委員会を設置すること」が決定され、これを受けて、国連のニューヨーク本部で特別委員会が開催され、条約案の文案を準備し提示するための作業部会の設置が決定されました。そして、作業部会は、2004年1月に「障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約草案」を提示しました。この動きは「障害者に関する世界行動計画」(1982年12月3日国連総会決議37/52)、「障害者の機会均等化に関する基準規則」(1993年12月20日国連総会決議48/96)に法的拘束力をもたせるためのものです。

では、権利条約が批准されれば、法的拘束力があるので差別禁止法を制定する必要はな



くなるのでしょうか。

そうではありません。かえって、条約批准国は、当該条約を立法府、行政府、司法府において、国内的に実施する国際法上の義務を負うこととなりますので、国内法の不存在をもって正当化することはできず、国内法を整備する義務を負うこととなります。この国内法こそが差別禁止法なのです。

条約そのものの国内法的効力については、裁判所に対し救済を申し立てることができるというのが裁判例です。しかし、条約は世界各国を対象としますので、どうしても規定が抽象的になり、裁判規範としては不十分です。そして、条約は個人と個人の関係には適用が難しいとされています。

3. そこで、個々の差別被害を裁判によって救済するために、障害者基本法とは別個に、生活のあらゆる場面において障害を理由とする差別を禁止することを具体的に盛り込んだ差別禁止法が必要になるのです。法的拘束力を持たせるために権利条約化の動きがあることに想起するならば、国内法でも法的拘束力（裁判規範性）のある差別禁止法の制定が求められなければなりません。

差別禁止法の内容は、障害のある人を権利の主体と明確に位置づけ、社会、経済、文化その他あらゆる分野において差別を個々具体的に禁止し、禁止規定に違反した場合に裁判所や裁判所以外の救済機関で現実には救済をはかることができるものでなければなりません。差別とは、障害を理由とする不利益取扱いのみならず、一定の範囲で合理的な配慮をなす義務に違反することも含まれます。前述の国際条約草案も「障害のある人に対して平等の権利を確保するため、締約国は、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を平等な立場で享有し及び行使することを保障するため

の必要かつ適当な変更及び調整と定義される合理的配慮義務を提供するためのすべての適当な措置（立法措置を含む。）をとることを約束する。」（第7条第4項）と定めています。例を挙げるならば、給料や配転における不利益取扱いにとどまらず、肢体の不自由な人の職場環境の整備や、視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションの確保、知的障害のある人に対するジョブコーチの配置などが挙げられます。

労働、教育、住まい、アクセス、サービス、情報等々の各適用場面毎に、差別を個々具体的に定義した差別禁止法の制定によって、初めて裁判の判断基準となるのです（アメリカのADAやイギリスのDDAはそうした定めとなっています）。

4. 日本弁護士連合会は、2001年11月9日に開かれた人権擁護大会で「障害のある人に対する差別を禁止する法律」の制定を求める宣言を採択し、更に調査研究委員会を発足させて、現在、日弁連としての差別禁止法案が提案できるよう、活動を進めています。現段階における調査研究委員会での試案の章立て及び前文を記します（次ページ）。



目 次

前文

第1編 総則

第2編 各論

第1章 労働

第2章 教育

第3章 不動産の取得・利用

第4章 アクセス

第1節 建造物等へのアクセス

第2節 交通・移動アクセス

第5章 サービス

第6章 医療

第7章 知る権利・情報

第8章 参政権

第9章 司法など

第3編 実施機関

附則

政府から独立した人権救済機関の設置法の中に規定されるべき障害のある人の救済部門設置規定

「前文

社会は、これまで、その社会が求める標準的な能力を欠くとみなしてきた人々を保護の客体として取り扱い、権利の主体として位置付けようとしなかった。

障害のある人は、その障害を理由に、社会の一員として平等に社会に参加する機会を奪われ、又は、他と異なる取扱いを受けることによって、日常生活をはじめ、政治的、経済的、社会的、文化的その他の分野において不利益を強いられ、障害のない人が享受している様々な市民的権利を実質上奪われてきた。

しかしながら、人は生まれながら自由にして平等であり、障害のある人の尊厳も、等しく最大限尊重されなければならない。如何に重度の障害のある人であっても、障害を理由とする差別を受ける謂われはない。

これまでの社会は、障害のある人の生活を

困難ならしめている原因をその個人的属性に求めてきたが、むしろ、その原因が物理的環境や制度、慣習、態度ならびに障害のある人のニーズに応じた合理的な配慮をしない社会的環境によって生じる障壁によるものであることを確認しなければならない。

これからの社会は、障害のある人を単に恩恵の対象としてではなく、平等な社会の一員として様々な市民的権利を有する人権の享有主体であることをあらためて確認し、障害のある人の完全参加と平等を拒んでいる物理的障壁や社会的障壁又は文化や意識における偏見等の障壁を取り除かなければならない。

このため、この法律は、障害を理由とする区別、排除又は制限、若しくは完全参加を拒むあらゆる分野における障壁を取り除くために必要な合理的配慮を欠くことが差別であることを確認した上で、障害のある人に、差別を受けない裁判規範性を有する具体的な権利を保障し、差別を受けた場合の人権を回復するための有効で適切な手段を障害のある人に提供するものでなければならない。

ここに、障害の有無にかかわらず、個性の違いを社会が認め合うことで真に豊かな社会になることを目指すため、この法律を制定する。」



## 第19回 障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表

障害をもつ方々の文化・芸術活動の促進と技術の向上、またそれらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の促進を目的に開催しております「障害者による書道・写真全国コンテスト」も第19回目を迎えました。

今回も、全国からの応募総数は855点(書道の部655点、写真の部200点)を数え、前回の743点を100点以上上回るご参加をいただきました。作品を出展していただいた皆様にはこの場を借りて御礼申しあげます。

誌面では、入賞作品80点(書道・写真各40点)の作品から、見事、最優秀の金賞に輝いた20点(各10点)をご紹介いたします。また、今後当センターホームページ上で入賞作品の紹介を予定しておりますので、そちらもご鑑賞ください。展示会につきましては、1月中旬から全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)で、また現在福岡市での開催も検討しております。お近くにお出かけの際は、ぜひお立ち寄りください。次回は、いよいよ第20回を迎えます。来年も皆様の力のこもった作品をお待ちしております。

### 受賞者リスト

書道の部			〈金賞〉		
都道府県	氏名	題名	都道府県	氏名	題名
宮城	渋谷 茂樹	風	北海道	陸 信之	ピウケナイ沼の紅葉
埼玉	久保 晶子	涼風	埼玉	林 実	花簪
千葉	外立喜久夫	残雪	千葉	唐澤 菊枝	忙中閑あり
東京	高村 幸一	崢嶸(そうこう)	滋賀	乾澤 武	タイムスリップ
奈良	野仲 研人	ピース	兵庫	小畑 成正	棚田の秋
島根	伊藤 善七	讀書有真楽	岡山	繁田 節子	ハスの花
佐賀	福井 和代	和歌一首(雨くらし)	沖縄	平良 佳之	「カモンベイビー(熱い視線)」
佐賀	長野美津子	心に天地の春あり	仙台市	中山 紀成	根開きの花
宮崎	谷口 優太	かに		菱沼 明夫	昇陽
仙台市	石山 寅夫	丹心照萬古	広島市	藤井 政幸	変身

書道の部			〈銀賞〉		
都道府県	氏名	題名	都道府県	氏名	題名
北海道	佐東 宗春	夢	岩手	及川 卓郎	飛行準備ダンス
青森	風穴常太郎	空山夜猿啼		須知 真吾	月光の海
岩手	菅野 瑞緒	詩趣	宮城	高橋 松夫	ヨシ原焼き
埼玉	酒井 茂久	あき	千葉	武半 彌	「光る」
	黒田千恵子	たき	滋賀	中川 秀子	夏の夢
奈良	米澤 裕也	かもめ	京都	井上 厚	めじろ(宇治田原町にて)
岡山	河田 忠祐	孤雲獨去閑	岡山	藤本多喜恵	私は私が好きです
香川	鳥川 宏	水力	京都市	阿野大次郎	只今、手話通訳中
大分	佐藤 瑞代	徳川家康公遺訓	広島市	仲野 容吉	勝負合戦
宮崎	初田 聖典	元氣	福岡市	小嶋 勇介	玄海を駆ける

書道の部			〈銅賞〉		
都道府県	氏名	題名	都道府県	氏名	題名
北海道	布川 久	皇甫誕碑	北海道	仲井 真一	美瑛の夕陽
青森	溝江 広騎	無		粒見 澄男	花の競演
茨城	木内 文雄	しか	宮城	高橋 亀一	安の滝の彩
埼玉	大野 君子	聆音察理	埼玉	野村 光子	元氣な子供
新潟	大嶋 シモ	国破山河在	神奈川	真柄龍太郎	解体される教会
岐阜	荒井 博子	心の花	兵庫	遠藤 光男	吉滝
	大平 敬史	道	島根	岡 由子	朝の空
愛知	畑田 裕康	虫音		山本 恭次	ひとすじの光
滋賀	松下 諒太	虫	岡山	西田幸太郎	大鳴門橋と渦潮
和歌山	和田 伸二	螢	徳島	笠井 房子	フライングディスク大会
岡山	光亦 満理	お茶しよう!	大分	工藤 哲男	花を撮る娘
広島	平山 心太	りょこう	沖縄	安里 京子	ふるさとの海
徳島	橋本 信俊	雲	仙台市	佐々木武義	テラスのかたらい
大分	雨宮 泉	台風		加藤 広義	想像花火
宮崎	三谷 正	正	さいたま市	浅田 正雄	やさしいライオン
	福元 礼子	石	京都市	高山 弘	につぼん丸を見送ってくださる小笠原の漁船
	西平 静代	水	大阪市	出水 徳治	職業看板
沖縄	山内 愛子	平常心はれ道	広島市	久保 正治	春霧景
さいたま市	東 和枝	南洋航路		神田 康弘	郷土の声援を受けて
大阪市	池田 裕美	希		鍵本 美保	ヒマワリと少女

書道の部			〈賞〉		
都道府県	氏名	題名	都道府県	氏名	題名
北海道	佐東 宗春	夢	岩手	及川 卓郎	飛行準備ダンス
青森	風穴常太郎	空山夜猿啼		須知 真吾	月光の海
岩手	菅野 瑞緒	詩趣	宮城	高橋 松夫	ヨシ原焼き
埼玉	酒井 茂久	あき	千葉	武半 彌	「光る」
	黒田千恵子	たき	滋賀	中川 秀子	夏の夢
奈良	米澤 裕也	かもめ	京都	井上 厚	めじろ(宇治田原町にて)
岡山	河田 忠祐	孤雲獨去閑	岡山	藤本多喜恵	私は私が好きです
香川	鳥川 宏	水力	京都市	阿野大次郎	只今、手話通訳中
大分	佐藤 瑞代	徳川家康公遺訓	広島市	仲野 容吉	勝負合戦
宮崎	初田 聖典	元氣	福岡市	小嶋 勇介	玄海を駆ける

書道の部			〈賞〉		
都道府県	氏名	題名	都道府県	氏名	題名
北海道	布川 久	皇甫誕碑	北海道	仲井 真一	美瑛の夕陽
青森	溝江 広騎	無		粒見 澄男	花の競演
茨城	木内 文雄	しか	宮城	高橋 亀一	安の滝の彩
埼玉	大野 君子	聆音察理	埼玉	野村 光子	元氣な子供
新潟	大嶋 シモ	国破山河在	神奈川	真柄龍太郎	解体される教会
岐阜	荒井 博子	心の花	兵庫	遠藤 光男	吉滝
	大平 敬史	道	島根	岡 由子	朝の空
愛知	畑田 裕康	虫音		山本 恭次	ひとすじの光
滋賀	松下 諒太	虫	岡山	西田幸太郎	大鳴門橋と渦潮
和歌山	和田 伸二	螢	徳島	笠井 房子	フライングディスク大会
岡山	光亦 満理	お茶しよう!	大分	工藤 哲男	花を撮る娘
広島	平山 心太	りょこう	沖縄	安里 京子	ふるさとの海
徳島	橋本 信俊	雲	仙台市	佐々木武義	テラスのかたらい
大分	雨宮 泉	台風		加藤 広義	想像花火
宮崎	三谷 正	正	さいたま市	浅田 正雄	やさしいライオン
	福元 礼子	石	京都市	高山 弘	につぼん丸を見送ってくださる小笠原の漁船
	西平 静代	水	大阪市	出水 徳治	職業看板
沖縄	山内 愛子	平常心はれ道	広島市	久保 正治	春霧景
さいたま市	東 和枝	南洋航路		神田 康弘	郷土の声援を受けて
大阪市	池田 裕美	希		鍵本 美保	ヒマワリと少女

## 審査総評

### (書道の部)

今年度の応募作品数は655点で昨年度より約100点増となりました。これはこのコンテストに対する関心の深さを示していると思われま。それだけに入賞作品は高レベルでの戦いとなり見事な作品が並びました。この入賞数は全応募数の約6パーセントの入賞率であり大変な激戦です。その激戦を経て入賞された方の力量は本物です。大いに胸を張りましょう。これは本人の力もありますが周囲の多くの方々からの暖かい応援の力でもあると思います。全般的には墨の持つ“癒しの力”や毛筆による複雑で微妙な線の魅力が十分発揮された作品が多くなりました。

細部を見ますと今回は知的障害者の応募が昨年度の倍となりましたが非常に高度な作品が多く、小さな積み重ねが大きな一歩となることを実感させられました。

身体障害者では重複障害者の懸命な努力による高度な作品に感動を覚えました。

精神障害者の落ち着いた作品は墨の持つ癒しの力が十分窺えました。

また硬筆は毛筆ほど強弱が出ない分難しいですが、緩やかな呼吸の見える作が目につきました。

渡部 會山

(創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)

### (写真の部)

今回も、過去最多であった前回はさらに上回る200点の出品があり盛会です。本コンテストに第1回より関わる自分にとりましても、この審査会は毎年秋の一大行事として楽しみにしております。

本年の特徴としましては、人物、特に「よく気心を知り合った仲間同士」を撮影した作品が多く見られたことです。

仲間同士を撮影し合うメリットは、相手の一番いいところ、素敵な瞬間をよく知っていることです。写真撮影において、一番必要なのは、相手への理解で、これは、人物に限らず、風景、動物、植物、車、電車……何を撮影する時にも当てはまり、出来映えに大きく関係します。

人物を撮影する場合、喜びなら喜びを、悲しみなら悲しみを、苦しきなら苦しきを…という

ように、素敵な仲間のこの瞬間を伝えたいという、写し手の気持ち、気合いが、作品を目にする第3者に伝わり、感動を与えられるかが重要なポイントになります。今回、上位入賞作品に人物を対象とした作品が多く見られなかったのは、入賞した作品に比べて、残念ながらそれが表われていなかったためです。

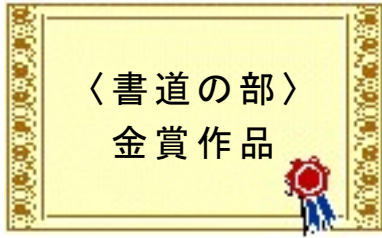
よく知っている仲間、よく理解し合っている仲間だからこそ、「次の瞬間この人は一番いい表情になる、一番その人らしい瞬間になる」など、行動の先読み、予測が可能になり、素晴らしい瞬間を捉えることができるものです。ぜひ、仲間同士を撮影する感動、仲間同士で鑑賞する楽しさから、お互いをもう一度客観化するという1歩進んだ技術によって、鑑賞者である第3者に、喜び、感動を与えられる作品を制作されるよう期待しております。

本コンテストも次回はいよいよ第20回という大きな節目を迎えます。近年、デジタルカメラ、パソコンの普及によって、誰もが気軽に写真の加工、画像処理を楽しめるようになり、外出の難しい障害をお持ちの方も、より写真活動の楽しみが広がっているのではないのでしょうか。それぞれが障害を克服しながら写真に挑んでいるのが伝わり、他のコンテストでは見られない素晴らしい作品が見られるのが本コンテストのいいところです。今回取り上げました、仲間同士だからこそわかる、一番輝いている姿、ある時には、何かを乗り越えようと闘う姿をお互いが発見して、その瞬間、表情を捉えた作品が、より上位に入選してくることで、ますますコンテストが盛り上がるのではないかと感じています。今後も皆様の作品を楽しみにしております。

高岩 震 (フリーカメラマン)

### 審査員一覧 (50音順・敬称略)

- 金田 一郎 (財団法人日本障害者リハビリテーション協会会長)
- 吉田 秀博 (全国身体障害者総合福祉センター館長)
- 高岩 震 (フリーカメラマン)
- 渡部 會山 (創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)



〈書道の部〉  
金賞作品



「風」  
宮城県 渋谷 茂樹



「涼風」  
埼玉県 久保 晶子



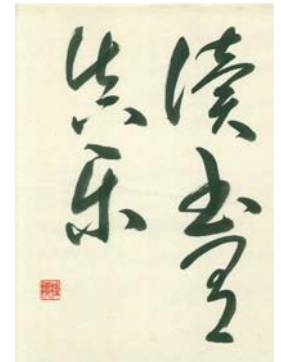
「残雪」  
千葉県 外立 喜久夫



「崢嶸 (そうこう)」  
東京 高村 幸一



「ピース」  
奈良県 野仲 研人



「讀書有真樂」  
島根県 伊藤 善七



「和歌一首 (雨くらし)」  
佐賀県 福井 和代



「心に天地の春あり」  
佐賀県 長野 美津子

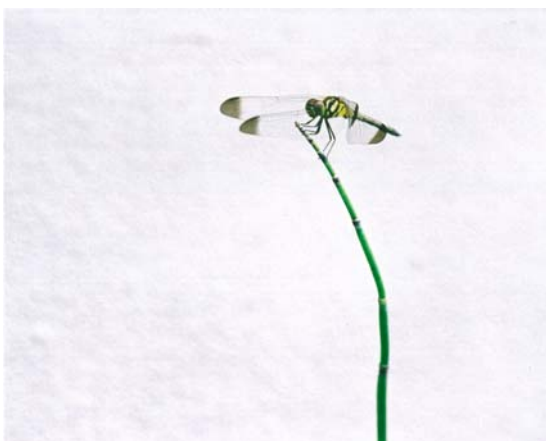


「かに」  
宮崎県 谷口 優太



「丹心照萬古」  
仙台市 石山 寅夫

〈写真の部〉  
金賞作品



「忙中閑あり」  
千葉県 唐澤 菊枝



「ピウケナイ沼の紅葉」  
北海道 陸 信之



「タイムスリップ」  
滋賀県 乾澤 武



「花簪」  
埼玉県 林 実



「棚田の秋」  
兵庫県 小畑 成正



「ハスの花」  
岡山県 繁田 節子



「昇陽」  
仙台市 菱沼 明夫



「カモンベイビー（熱い視線）」  
沖縄県 平良 佳之



「変身」  
広島市 藤井 政幸



「根開きの花」  
仙台市 中山 紀成





2004年 彩の国まひろう大会  
**第4回全国障害者スポーツ大会** (開催地：埼玉)  
 ともに感動! ともに笑顔



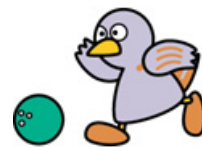
平成16年11月13日(土)～15日(月)



砲丸投げ



本大会より実施された脳性まひ7人制サッカー (オープン競技)



車椅子バスケットボール。巧みな車椅子操作と激しいぶつかり合いに、大声援が飛び交う。







ともに感動！ ともに笑顔



フライングディスク



走幅跳



炬火リレー



選手宣誓

四季折々の色彩豊かな自然に恵まれた彩の国、埼玉県で第4回全国障害者スポーツ大会（まごころ大会）が開催されました。

障害者スポーツの全国的な祭典である本大会では、栄光のメダルへ向けて必死で闘う姿や選手の巧みなプレーに、各会場とも緊張感と興奮の渦に包まれました。

競技場の外は、様々な人々がふれあう交流の場となっており、大会を通じて一般市民の方の障害に対する理解がより深まったのではないかと思います。各会場やその周辺では、手話通訳や介助などのボランティアの方々や選手や観客をあたたく迎え、愛称の通り、真心のこもった大会となりました。

（取材：戸山サンライズ 鶴原・町田・西田）



埼玉県選手団の入場

## 『女性障害者とスポーツ』

信濃毎日新聞社 東京支社 報道部

井上 典子

### 【はじめに】

いわゆる「障害者スポーツ」に惹かれ、取材者としてかかわってきた原点は、1998年長野冬季パラリンピックでの、米国のチェアスキーの女子選手、サラ・ウィルのへのインタビューです。「障害者スポーツのトップ選手の活躍は障害者を勇気づける。障害のあるなしにかかわらず、スポーツ選手は周囲の人々に勇気を与える責任がある」。長野五輪でも、これだけ誇り高い言葉は聞きませんでした。

とはいえ、その後の取材対象は主に男子選手でした。女性のからだ、心理、また結婚や出産といったライフサイクル、そして「らしさ」という考え方。女性特有の課題があるとすれば、この欄の読者の方が実感としてお持ちかと思います。この欄では、いくつかの議論の視点を提供できれば幸いです。また、取材の出発点がパラリンピックであったことから、土台が競技スポーツに偏ることをご了承ください。



### 【競技人口の拡大とパラリンピックの選手数】

アテネ五輪は、日本選手団の女子選手数が初めて男子選手数を上回りました。長野冬季大会（1998）、シドニー大会（2000）に参加した日本選手数を比べた「目で見る女性スポーツ白書」によると、五輪は女子選手が全体の40.3%だったのに対し、パラリンピックは24.8%。競技種目数で男女格差がほとんどないことから、「パラリンピックにおける日本の女子選手数の少なさは顕著である」と指摘しました。

アテネ・パラリンピックは柔道とシッティングバレーボールに女子が加わりました。日本選手は、男子108人（66.3%）、女子55人（33.7%）。冬季大会を加えていないので総数で比較できませんが、シドニー大会では女子がいなかった馬術、フェンシング、柔道に一人ずつ出場、ゴールボールに女子チームが出場するなどの変化がありました。

こんな事例もあります。安部直美さんは視覚障害のある陸上の長距離選手。ほぼ毎日国立競技場に通ってトレーニングをし、昨年は盲人世界選手権にも出場しました。アテネ・パラリンピックは5,000mへの出場を目標に練習していましたが、5,000mは視覚障害女子が行われませんでした。今年に入り、目標を1,500mに切り替えたもの標準記録に届かず、出場は果たせませんでした。安部さんは今、国際盲人マラソンかすみがうら大会のフルマラソン出場を目標に練習しています。

5,000mが行われていたとしても安部さんが出場できたかは分かりません。ただ、挑戦さえできないというのが現実です。出場選手が少ないから種目が成立しない、種目がなく門戸が閉ざされる—という悪循環が固定化することが危ぐされます。

競技人口拡大は、男女問わず重要な課題です。アルペンスキー選手の大日方邦子さんは、「男子と比べても、女子は新しく競技を始める人が少ない」と話します。これぞという人を誘っても、なかなか仲間は増えていかないそうです。トイレが遠いといった問題、事故が起きた場合のリスクなどを前にすると、女性の方が慎重なのでしょうか。

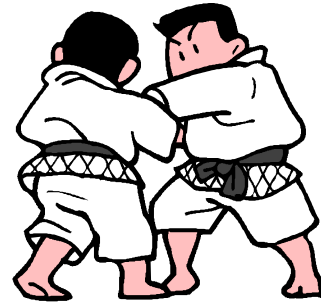
### 【普及—女子柔道の場合】

アテネ五輪の70kg級で優勝した上野雅恵選手らが所属する三井住友海上女子柔道部の柳沢久監督は、約30年前、全日本柔道連盟の要請で初めて女子強化担当者になりました。当時はまだ女子の試合自体がなく、女子には禁止された技があるなど、規則も違っていたそうです。連盟が改革を始めた背景には、海外で女子柔道が競技性を強め、初めて世界選手権が開かれるという事情があったそうです。

柳沢さんは、ウエイトトレーニングを導入するなど選手強化をただけでなく、競技人口を増やし、選手を発掘する環境整備にも注目します。まず国内大会に女子種目をつくるよう働きかけました。「選手が増えたから大会を開くのではなく、ある程度参加にめどをたてたら、まず大会をつくる。それを見て、自分もやりたいと柔道始める女子が出てくるように」という考えからでした。

企業を回って柔道部設立も働きかけました。その要請にこたえたのが当時の住友海上（現在の三井住友海上）です。また、新聞などへの露出も意識されたようでした。柳沢さんは「女子が増えたことは、柔道全体にとってプ

ラスだった。雰囲気、イメージが清潔で明るくなった」と話しておられます。現在の障害者スポーツには、30年前の柔道に見られるほどの違いはないと思いますし、世界の頂点を競う選手も多数います。その上で、柳沢さんのお話から参考にできることは、組織として、戦略をもって女子の競技人口拡大にあたったという点ではないかと考えます。



### 【仕事と収入源】

競技によっては用具が高価ですし、大会に参加するには旅費もかかります。企業スポーツとは別の歩みをしており、スポンサーからの支援も当たり前とは言えない現在、選手はその費用をどうまかなっているのでしょうか。先に触れた安部さん、大日方さんとも仕事を持っています。スポーツへの参加促進には、経済的基盤という視点が必要です。

私は、2002年に北九州市で行われた車いすバスケットボールの世界選手権・ゴールドカップで、参加チームと各選手の経済的基盤についてアンケートをお願いしました。女子の場合、回答が、カナダ、米国、メキシコ、英国の計29人と限られているため、全体像を示していませんし、結果検討が未完成ですが、職業に関する項目を紹介します。

女子は学生が7人、働いている人が22人で、うち七人は仕事のほかに選手として経済的支援を受けていました。フルタイムの選手はいませんでした。男子（回答数57人）の場合、

フルタイムの選手が7人いました。学生が十人、働いている人が40人で、うち11人が選手として経済的支援を受けていると答えました。

社会保障制度がありますし、女性は主婦という立場もありますから、経済基盤は多様だろうと想像します。もし、経済的な問題がスポーツ参加の阻害要因になり、またそこに男女格差があるならば、解決すべき課題です。

### 【コーチ】

「現代スポーツ評論6」の座談会で、金哲彦・ニッポンランナーズ理事長は女子と男子のコーチングについて、「技術の面ではそれほど変わらないと思いますが、メンタルの面が違います」と話しています。複数の選手を指導していても、選手とは一対一の関係を作らないと指導が難しい、との指摘です。これは、三井住友海上の柳沢監督も同様のお考えでしたし、障害者スポーツの指導者からもお聞きします。

この関係がゆがんでしまうとセクシャル・ハラスメントになりかねませんし、コーチが女性の場合は意見が異なるかもしれません。そう、コーチや組織の幹部となると、選手数以上に女性が少なくなるのは、スポーツ全体に言えることだと思います。

女性は結婚、出産、子育てなどによって生活が変化し、スポーツとのかかわりにも影響を及ぼします。本人だけでなくコーチ、指導

者も長期的な視野が求められます。アテネ・パラリンピックの代表選手には子育て中の女性もいるとお聞きますので、他のスポーツの参考になることがあるのかもしれませんが。

### 【おわりに】

読み返しますと、自分なりの見通しさえ出せていないことばかりでした。読者の方からご批判、ご指摘をいただき、あるいは議論の場に参加させていただいて、組み立て直していきたいと思います。

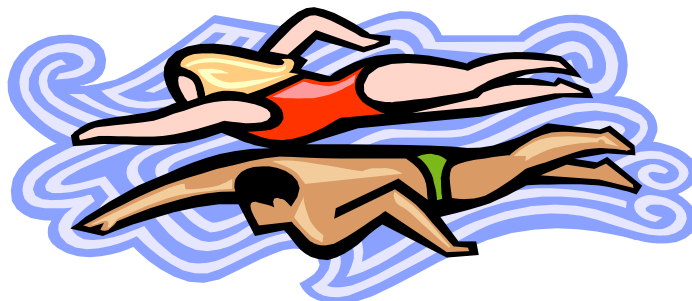
アテネ・パラリンピックで印象に残ったのは、インターネット上で読んだ競泳の成田真由美さんが、50m平泳ぎで英国の選手に競り勝ち、世界新を出した時の談話です。「素晴らしいライバルと戦って、このような結果を出すことができ、今のように彼女が声をかけてくれる、やっぱりライバルは必要だなと感じました」(スポーツナビ記事より抜粋)。より多くの人からこのような言葉を聞くためにも、選手層が厚くなっていくことを願っています。

(了)

### 参考文献

大修館書店「目で見える女性スポーツ白書」(2001)  
井谷恵子ほか

創文企画「現代スポーツ評論6」(2002) 中村敏雄編集



## 障がい者にこそ「生涯学習活動」を

～日々の生活の中のレク活動支援～

赤坂山デイサービスセンター

村山 義一

私がレクリエーション活動(以下レク活動)に関するようになったのは、'77年頃からでした。その後、障がいのある人たちと友達になり、私のレク活動も障がいのある人たちと共に行う活動を主に行うようになりました。私たちが指導を受けていた日本レクリエーション協会では、「いつでも、どこでも、だれでも」をスローガンのひとつにしていました。(いまでも変わっていないと思いますが)しかし、障がい者を交えた形でのレク活動はあまり行われていませんでした。私は、「いつでも、どこでも、だれでも」というレク活動が、障がい者を包含した活動になぜならないのだろうと考えるようになりました。その答えは、ある意味では非常に簡単なことでした。それはこれまでのレク活動に、障がい者が主体的に参加・参画する機会があまりにもなさすぎたということです。その要因として、これまで障がい者が置かれてきた社会的環境の中で行われていたレク活動の大部分が、援助者からの一方的なプログラムの提供であり、障がい者の意思に基づいた活動ではなかったことでした。

その後、社会的活動や余暇時間の中でレク活動に少しずつ関れる環境が育ち、企画や運営にも参画するようになってきました。しかし、やはりレク活動の主体者には、なかなかありませんでした。それは、レク活動があくまでもそれぞれの「価値観」「生活観」「環境」によって行われる活動だからです。私たちの生活がその人それぞれの考えで営まれて

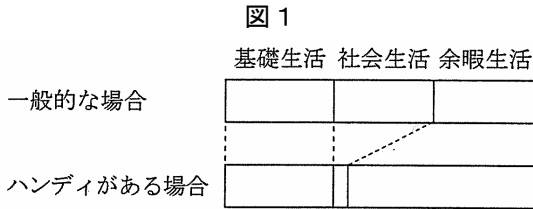
いるのと同じように、障がい者の人たちもそれぞれの考えで生活をしています。それは、障がい者自身の生活に対する考え(家族なども含む)と、これまでレク活動を推進してきた人たちの思いの間に、必ずしも連携しない状況ができていたからだと思います。結果として、私たちがこれまでのレク活動やレク運動に対する思いをひとつの枠にしてしまい、障がい者の考え方やその人の生活の視点に立ったレク活動の支援としてではなく、ただその枠の中に障がい者の人たちも巻き込もうとしていたからなのかもしれません。そこに、レク運動を「障がい者と共に」という動きにつなげる形にしていけなかったという、初歩的な意識の差別化があったのかもしれません。

### ●生活の中の「空白化」が問題

私は現在デイサービスに勤務していますが、それ以前は母体の社会福祉協議会事務局で福祉活動専門員として働いていました。その関係から今も在宅障がい者の方々との関わりが続いています。その中でいつも気になることは、日常生活をどのように過ごしているのかということです。近年、重度障がい者の方々を対象としたデイサービスや家族が主体で運営する居場所などもできてきたり、生活自立支援センターが設置されるなど、重度の障がいがある人でも以前より比較的社会参加しやすい環境が育ってきています。しかし、私たちがごく当たり前と思って過ごしている日々

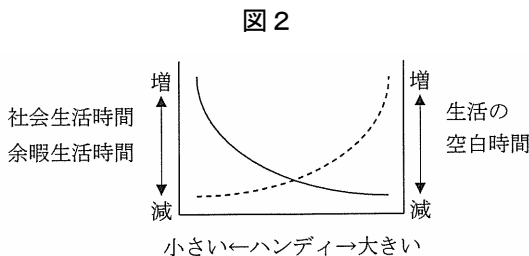
の営みと相對してみたときに、まだまだ多くの制約の中で過ごしている現状があります。

私たちの生活時間を単純に区分けすると図1のようになります。



ハンディのある生活が生じた場合、「基礎生活時間」は環境面でいろいろな条件が整った時に、一般的な場合とある程度同じくらいの必要時間で済みますが、環境面の改善が進まないと「基礎生活時間」は増加します。「社会生活時間」は、ハンディが生じた時点において急速にその時間を減少させ、場合によっては社会との交わりをもつ機会自体を無くしてしまう可能性があります。

「余暇生活時間」は、3つに区分けをした形の中でみると、一般的にハンディが生じた時点から増加するように見えます。しかし現実の問題として、「社会生活時間」と「余暇生活時間」を合わせた時間は、その人の日々の生活の中において、それぞれの役割をあまり持たない時間として、「空白化」が進んでしまう可能性が強く生じる時間です。そして、その人のハンディが大きければ大きいほど、「社会生活時間」と「余暇生活時間」が「空白化」していく要因も大きくなります。(図2)その理由のひとつとして、さまざまなハンディをもつことは、「社会生活時間」と「余暇生活時間」の大部分の時間を当事者の主体性ではな



く、当事者以外の人の考え方に委ねることになってしまうからです。

### ● 芸術・文化との日常的な接点

私たちはテレビ、ラジオ、CD、映画、新聞、雑誌などを通して、一般的には種類や内容を問わず、ごく自然な形で日々の生活の中で音楽や演劇、絵画などに接しています。そしてそれらを基にいろいろなジャンルから関心のあるものを選び、社会生活につなげたり、余暇活動に活かすなど、私たちはごく普通なこととして過ごしています。それも、自分の自由な意思で多くの選択肢の中から選び主体的に楽しんでいます。これは、私たちの「社会生活時間」と「余暇生活時間」は、ごく普通に過ごしている日々の生活の中で、文化や芸術などに接することによって、培われていることの現れです。

そしてレク活動は、これらの基礎的要素をベースにして行われていく活動です。しかしさまざまなハンディをもつことは、私たちがごく普通としている基礎的要素のさまざまなことに制約を生じさせ、主体性を弱める要因を作り、選択肢にも制限を付けてしまいます。このことで、「社会生活時間」と「余暇生活時間」の機会と内容は乏しいものとなり、結果としてレク活動そのものを生活から遠ざける要因となってしまうと考えられます。

### ● 「生涯学習」を全ての人に

数年前「社会教育活動」が「生涯学習活動」へと呼び方が変わりました。「生涯学習活動」の理念として、「誰もが等しく生涯にわたり学習を行う権利を有する」と解釈でき、個々の生活基盤を豊かに養う機会の保障として捉えることができます。「基礎生活時間」「社会生活時間」「余暇生活時間」それぞれのバランスが崩れ、「社会生活時間」と「余暇生活時間」の「時間の空白化」が生じている人たちにとっても、「生涯学習活動」の理念は保障されな

ればなりません。

文化・芸術活動などと日常的に接点を多くもつことができない人たちにとって、もし少しでもその機会を多く持ち、主体的に多くの選択肢の中から選ぶことで、日々の生活のなかに活かしていくことができれば、その段階においてレク活動の存在意義が大きくなります。

ごく普通に日常生活の中で文化・芸術的体験ができる環境を整えることができれば、そのこと自体が障がい者を含めたさまざまなハンディを持つ人たちにとって、「生涯学習活動」の基盤を創る文化活動・レク活動のひとつの段階になると考えられます。そして、その人の社会的環境や状態に添ったレク活動の内容を段階的に整理し、その人にあったレク活動として展開することで、「生涯学習活動」の中の段階的な手法として、レク活動が位置づけられその役割が明かになるのではないのでしょうか。

レク自体の位置づけと役割を、その人それぞれの社会的環境や状態に添った段階の中でとらえ、先ず日々生活の中で文化・芸術などにふれる機会を支援し、多くの体験とさまざまな選択肢をもつことができる環境づくりをしていくことが、「障がい者のレクリエーションをもっと豊かにする」「レクリエーションによって「共生」を実現する」ことにつながる第1段階と考えます。

そしてさまざまな条件の中で、限られた環境と時間の中に置かれている人たちにとってこそ、「生涯学習活動」が保障され、生活の中の「レク活動支援」が行われることで、レクの差別が消えていくのではないのでしょうか。

もっともっと当事者の「日々の生活の視点」からのレク活動支援を課題に、共に創る「生涯学習活動」「文化活動」としてのレクを、一緒に楽しんでいきたいと考えています。

## ●「トライネット」の活動

最後に、私が最近関わっている NPO 法人「ト

ライネット」の活動事例について報告します。「トライネット」は障がい児をもつ親の会として、「障がい者をはじめとする全ての人々が、お互いに協力しあい、その人らしい生活を送るための支援を、住民参加で行い、温かい地域社会を創る」ことを目的にスタートしました。主たる事業として、障がい児の放課後タイムケア、障がい者の日中の居場所づくりと活動支援を行っています。このタイムケアと日中活動支援のプログラムの中で、文化・芸術に接することが少なくなりがちな人たちが、多様な方法の中で表現や創作活動などの体験を通して、本人の意思を反映し、日々の生活に活される活動へと取り組み始めています。

現在、「アート」「ダンス・セラピー」「レッツ・よさこい」「レッツ・アレンジフラワー」「レッツ・クック」のプログラムを、定期的に体感しています。これらのプログラムは、その人に添ったたくさんの「引き出しづくり」をしている段階です。掲載写真は、民俗楽器奏者丸山祐一郎さんのミニミニ・コンサートの様子です。「ドレミ」だけで構成されるコンサートではなく、さまざまな民俗楽器を一緒に使って、その人のリズムを活かした音楽づくり。新たな生活の「引き出しづくり」の始まりです。

「できない・させない・しない」ではなく、もっともっとさまざまな体験に挑戦し、たくさんの「引き出し」を準備し、レク活動の選択肢を増やすことで、日々の生活を培う生涯学習活動の取り組みへと進むように、いま動き始めています。



## 最新福祉用具紹介

—福祉用具研究開発助成事業で実用化されたもの その9—

財団法人 テクノエイド協会

当協会では、障害者・高齢者の方々の自立の促進と介護に当たる方々の介護負担の軽減を図るための福祉用具の実用化を目指して「福祉用具研究開発助成事業」を実施しています。17年度事業分について、現在募集中です。11月30日が締切日となっていますのでふるってご応募ください。

実施している助成事業により実用化された事例をいくつかご紹介させていただきます。

なお、福祉用具に関する情報は当協会のホームページでご覧になれますのでご利用ください。

(財団法人テクノエイド協会のホームページ  
(<http://www.techno-aids.or.jp/>))

車いす搭乗時の段差の衝撃を緩和  
5cmの段差をノンストップで通過できるキャスター

「バリアソックス」

とんち工房

市販されている福祉用具を使用して、「何かもう少しの工夫を」と不満を持たれた方は結構多いのではないのでしょうか。実はとんち工房もその一人。自助具・機器・車いすなど、手当たり次第、改造・改良を行いました。その中で特に目を引いたのが車いすでの段差障害でした。それを解消すべく開発したのが「バリアソックス」です。例えば、道路に段差がある場合、あなたならどうしますか？前輪をリフトアップさせて通過したり、避けて通れば良いと思われるかもしれませんが、ですが、段差や溝・障害物に気づかなかつた場合はどうでしょう。思わぬショックにびつ

くりしたり、転倒してしまいそうになった経験はありませんか。

しかし、そんな時でも「バリアソックス」を付けていれば、段差を比較的安全に通過でき、通過時のショックも和らげてくれます。



「バリアソックス」は、とんち工房と(有)アイテコ、クマモト工業(有)の三社共同で開発を行いました。(有)アイテコは、金属パイプや製品加工を得意とする会社、クマモト工業(有)は、自社製品の開発を目標に開発試作や設備機械を製作する会社です。また、フィールド調査・評価などで、社会福祉法人早蕨会(玉藻荘)施設長の神田氏、武蔵工業大学機械工学科の平野先生にもご協力いただきました。

その結果、違和感の無いデザイン、市販の車いすに簡単に装着できる構造、郊外の道路での使用に耐えうる機構、5cmの高さをノンストップで通過出来るキャスターを完成させることが出来ました。

現在は建物の構造や道路、人々の考えまでもバリアフリー化してきました。少しずつですが、「バリアソックス」が要らないような環境が整いつつあり、ある意味では喜ばしい時代が来ようとしているのかも知れません。と



んち工房では現在、既製の車いすに装着できる簡単な座面昇降装置の開発や入浴介助時の湯冷めを防止する家庭用準天然温泉装置を開発・販売しています。また、ベッドや用具・車いすやシャワー用車いすの改造改良も行っています。今後とも皆様のご要望、ご意見をお聞かせ下さい。

簡単操作で作業をアシスト

## 就労支援システム

五大エンボディ株式会社

近年、福祉事業所を始めとして様々な形態で各種のショップ経営がされています。本来これらの大部分の仕事は、障害を持つ人々により実行されているはずですが、実態は必ずしもそうはなっていません。例えば、接客部分はさける傾向にあったり、特に金銭授受に関わる仕事は殆どが任されていません。お客様に迷惑をかける、計算間違いが多くてできない・させないという考え方で支配されているのが実状です。

しかし、これらの「事務的就労」の中、「キャッシャー（レジ業務）」と「在庫管理（簡単な入出庫作業）」は出来る可能性があります。そのためには分かりやすく、操作が簡単なシステムと、数字や文字を絵や写真に置き換えるプログラムが必要です。即ち「同じものを同じ数だけ」という基本概念を学習することで実践出来る装置があります。

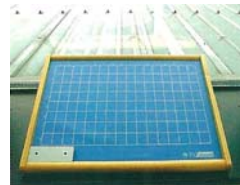
### ◎ キャッシュ・デスク・プログラムについて

① お客様が買われた品物をパソコンの画面上（タッチパネル式ディスプレイもしくはマウスによるクリックやドラッグを使用）で選択します。これらが困難なときにはA3のオーバーレイシートを用いる入力用キーボードから、より分かりやすい絵や写真により選択します。商品数が多いときにはバーコードを利用すれば問題はありません。

② お客様からもらったお金を画面上もし

くはオーバーレイシート上で選択すれば釣り銭が画面上にお金の写真として表示されます。なお、不足しているときは「お金が足りません。」、丁度の時は「丁度の金額です。」と音声でアシストしてくれます。

③ 釣り銭の不要なときは画面上にはお金の絵がでてきません。釣り銭が表示されれば、トレー上にその並びのとおりにお金を置けば間違えることはなくなります。なお、表示のお金がドロワー内に無ければそのお金をドラッグして所定の位置に移動させれば下の金種に両替する機能も付加されているので安心です。



オーバーレイシート（絵や写真、文字等が必要に応じてレイアウトされている）

### ◎ 在庫管理プログラム

キャッシュ・デスク・プログラムの原理と同様、画面上に商品や部品の絵や写真を並べて「何を何個」「入荷」なのか「出庫」なのかをドラッグにより操作するだけで良いのです。在庫が一定量以下になればそれを表示し「発注」という指示を出します。このようにしてものの数を管理して資材業務として FAX を使って発注することも可能となります。

お問い合わせ先

(財)テクノエイド協会 開発部

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ 4階

TEL 03-3266-6881

FAX 03-3266-6885

## 社会保険情報

**(問)** 平成16年度の物価スライドによる年金額の改定で年金が減額となりました。引き続き年金の減額で、高齢者にとって生活を見直さなければならぬと考えさせられています。

それに年金と関係する年金税制などの改正が気になります。所得控除について、どのような改正が予定されているのでしょうか。

**(答)** 初めに、既に御承知のとおり、障害年金及び遺族年金には所得税がかかりますが、老齢年金は、雑所得として課税の対象になっています。

お尋ねのありましたとおり、年金額の減額は、高齢者の収入（所得）に直接影響を及ぼすものになっています。それに今年以降、年金受給者に関する税制改正が行われ、また、減額されようとしています。

現時点での改正概要は次のようなものですが、詳細については、最寄りの税務署にお問合せの上、確認してください。

### 1 配偶者特別控除の一部廃止

これまで配偶者（妻）の収入が103万円未満の場合は、配偶者控除（38万円）に加えて、配偶者特別控除も受けられました。

また、配偶者（妻）の収入が103万円超～141万円未満の場合は、配偶者控除はなくなり、配偶者特別控除だけが受けられる仕組みになっています。この控除は、夫の年間所得が

1,000万円（給与収入で約1,231万円）を超える場合は受けることができません。

前段で述べた配偶者（妻）の収入が103万円未満の場合に受けることができた配偶者控除が、平成16年1月1日から廃止されました。このため、配偶者（妻）の収入が年間103万円未満であった世帯にとって、これまで配偶者特別控除を受けていた分、廃止によって少なからず影響を受けることとなります。

配偶者（妻）の収入が103万円以上の場合は、現行と同様になります。（表1）

### 2 老年者控除の廃止

現在、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の場合は、老年者控除として所得から50万円が控除されます。（住民税の所得控除額は、48万円）

これが次の公的年金等控除の見直しと合わせて、老年者控除も平成17年1月1日以降に廃止されることとなります。（個人住民税については、平成18年分以降のものから適用）

### 3 公的年金等控除の一部縮小

世代間の税負担の公平の観点から、平成17年1月から65歳以上の方の公的年金等控除が縮小されることとなります。したがって、税金がかかってくる場合ができてくるということになります。

65歳未満の方の公的年金等控除は、現行と同じです。（表2）



表1 配偶者の収入による配偶者控除と配偶者特別控除の関係

配偶者の収入	配偶者控除	配偶者特別控除	控除合計
70万円未満	38万円	—	38万円
70万円以上～ 75万円未満	38	—	38
75 // ～ 80 //	38	—	38
80 // ～ 85 //	38	—	38
85 // ～ 90 //	38	—	38
90 // ～ 95 //	38	—	38
95 // ～ 100 //	38	—	38
100 // ～ 103 //	38	—	38
103万円	38	—	38
103万円超 ～ 105 //	—	38万円	38
105万円以上～ 110 //	—	36	36
110 // ～ 115 //	—	31	31
115 // ～ 120 //	—	26	26
120 // ～ 125 //	—	21	21
125 // ～ 130 //	—	16	16
130 // ～ 135 //	—	11	11
135 // ～ 140 //	—	6	6
140 // ～ 141 //	—	3	3
141 //	—	—	—

表2 公的年金等控除

A：年金収入

65歳未満		65歳以上	
公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円	130万円以下	120万円
130万円超 330万円以下	A×25%+37.5万円	130万円超 330万円以下	
330万円超 410万円以下		A×15%+78.5万円	330万円超 410万円以下
410万円超 770万円以下	A×15%+78.5万円	410万円超 770万円以下	A×15%+78.5万円
770万円超	A×5%+155.5万円	770万円超	A×5%+155.5万円

（回答：社会保険労務士  
高橋 利夫）

編集後記

冷たいけど、ただそれだけではなくて澄みきった透明で心地良い。冬に吹く風はそう感じます。あっという間に紅葉前線は過ぎ去り、すっかり冬ですね。

2004年もあとわずか。月日が経つのはほんとに早いものです。

『少年老い易く学成り難し』。

新しい年に向けてわずかな時間も惜しみ、素敵な新年を迎えたいですね。

(西田)



戸山サンライズ (通巻第216号)

発行 平成16年11月10日 (毎月10日発行)

発行人 (財) 日本障害者リハビリテーション協会  
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03 (3204) 3611 (代表)  
FAX. 03 (3232) 3621  
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>